

# 令和3年度 第1回静岡県教育振興基本計画推進委員会

令和3年9月22日（水）  
午後2時から4時まで  
県庁別館8階第一会議室A, B, C

## 次 第

### 1 開会

- (1) スポーツ・文化観光部長挨拶
- (2) 矢野委員長挨拶

### 2 議事

- (1) 静岡県教育振興基本計画(2018年度～2021年度) 2021年度評価案
- (2) 次期教育振興基本計画骨子案
- (3) その他

### 3 閉会

静岡県教育振興基本計画推進委員会 委員一覧

(委員長、以下 50 音順、敬称略)

氏 名	役 職
やの ひろのり 矢野 弘典 (委員長)	(一社) ふじのくにづくり支援センター理事長
たけい あつし 武井 敦史	静岡大学大学院教育学研究科 教授
たなか ひらき 田中 啓	静岡文化芸術大学文化政策学部 教授
ふじた ひさのり 藤田 尚徳	株式会社なすび 専務取締役
まつなが ゆみこ 松永 由弥子	静岡産業大学スポーツ科学部 教授
わたなべ たえこ 渡邊 妙子	(公財) 佐野美術館 理事長

# 令和3年度 静岡県教育振興基本計画推進委員会 座席表

日時 令和3年9月22日(水)午後2時～4時

場所 県庁別館8階第一会議室A, B, C

モニター

※武井委員、田中委員、藤田委員、  
松永委員、渡邊委員はオンライン出席

出  
入  
口

○  
矢野弘典  
委員長

スポ文観  
部長代理

スポ文観  
部長

教育部長

教育監

教育政策  
課長

総合教育  
課長

総教局長

理事  
(総括)

理事

参事兼  
義務教育  
課長

## 静岡県教育振興基本計画推進委員会設置要綱

## (設置)

第1条 静岡県教育振興基本計画の策定及び評価に関して、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、静岡県教育振興基本計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (組織)

第2条 委員会は、6人以内の委員で組織する。

2 委員は、学識経験者、学校教育関係者等のうちから、静岡県教育振興基本計画推進本部長が選任する。

## (任期)

第3条 委員の任期は、選任の日から選任の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は前任者の残任期間とし、増員した委員の任期は現任者の残任期間とする。

## (委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、静岡県教育振興基本計画推進本部長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長は、必要に応じ第2条に定める委員以外の者の出席を求めることができる。

## (会議)

第5条 委員会の会議は、静岡県教育振興基本計画推進本部長が招集し、委員長が議長となる。

## (庶務)

第6条 委員会の庶務は、スポーツ・文化観光部総合教育局総合教育課において処理する。

## (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成29年8月24日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

## 静岡県教育振興基本計画(2018年度～2021年度)

(総合教育局 総合教育課)

### 1 要 旨

「有徳の人」づくりアクションプラン第2期計画(平成26年策定)に代わり、2018年度～2021年度を対象期間とする「教育振興基本計画」を、平成30年3月に策定した。

### 2 計画の概要

- (1) 計画期間：2018年度から2021年度まで
- (2) 基本目標：「有徳の人」の育成(前計画と同様)
- (3) 目標指標：小柱(32)ごとに1つ以上とし、合計37(前計画は103)
- (4) 主な取組の数：599(再掲85含む)(前計画は512(再掲89含む))

### 3 構成

<p>○はじめに(知事巻頭言)</p> <p>○「有徳の人」の育成に向けて(教育長巻頭言)</p> <p>1 計画の策定にあたって</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 計画策定の趣旨</li> <li>(2) 策定の経緯</li> <li>(3) 計画の期間</li> <li>(4) 県教育振興基本計画第2期計画の評価</li> </ol> <p>2 計画の基本理念</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 「有徳の人」の育成</li> <li>(2) 「有徳の人」づくり宣言</li> <li>(3) 計画の構成</li> </ol> <p>3 2030年以降の変化等を踏まえ、取り組むべき課題</p> <p>4 社会情勢の変化による教育の現状</p> <p>5 施策体系</p> <p>6 「有徳の人」づくりに向けた静岡県の教育施策</p>	<p>7 施策</p> <p>第1章 「文・武・芸」三道の鼎立を目指す教育の実現</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「知性を高める学習」の充実</li> <li>2 「技芸を磨く実学」の奨励</li> <li>3 学びを支える魅力ある学校づくりの推進</li> </ol> <p>第2章 未来を切り拓く多様な人材を育む教育の実現</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 グローバル人材の育成</li> <li>2 イノベーションを牽引する人材の育成</li> <li>3 高等教育機関の機能強化</li> </ol> <p>第3章 社会総がかりで取り組む教育の実現</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 新しい時代を展望した教育行政の推進</li> <li>2 地域ぐるみの教育の推進</li> <li>3 誰もが夢と希望を持ち社会の担い手となる教育の推進</li> <li>4 「命を守る教育」の推進</li> </ol> <p>8 計画の着実な推進のために</p> <p>9 目標指標一覧</p>
---	---

### 4 特徴

- (1) 大綱と計画の結び付きの強化
  - ・大綱に掲げる3つの「有徳の人づくり宣言」に基づき、大柱を設定した。
  - ・計画の中柱10本を大綱の重点取組方針とした。
- (2) 特色ある施策
  - ・「知性を高める学習」と併せて、「技芸を磨く実学」を奨励する。
  - ・「グローバル人材」や「イノベーションを牽引する人材」など、未来を切り拓く多様な人材を育成する。
- (3) より客観性の高い指標の設定
  - ・目標指標から意識指標を排除し、アンケート回答者の主観に左右されないアウトプット指標を多く掲げた。

## 2021年度 県教育振興基本計画(2018年度～2021年度)の評価

## 1 趣旨

「静岡県教育振興基本計画(2018年度～2021年度)」(以下「基本計画」という。)については、計画に掲げた目標指標と主な取組を含め、その進捗状況を確認するため、評価書を毎年度作成し、施策の継続的な改善を図るものである。

なお、評価書は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条により義務付けられている「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価等」の報告書を兼ねる。

## 2 評価方法

## (1) 「目標指標」の評価

- ・県の新ビジョンの評価基準に則り、進捗状況を5段階(目標値以上、A、B、C、基準値以下)で評価し、「指標の評価」、「課題」及び「次期計画に向けた今後の方向性」とともに記載する。

## (2) 「主な取組」の評価

- ・進捗状況を3段階(◎、○、●)で評価し、「進捗評価の根拠等」とともに記載する。
- ・評価書では、各施策に影響の強い「主な取組」を抜粋して「進捗評価の根拠等」を掲載する。なお、「●」評価の全ての取組について、具体的な理由を含めた取組の評価及び今後の方針をより詳細に記載する。

## (3) 新型コロナウイルス感染症の影響への対応

## &lt;目標指標&gt;

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた目標指標は、「進捗」欄に「★」を記載する。
- ・「★」を記載した目標指標は、影響を補完・軽減する取組や工夫、当初の計画を代替する取組を含めて「指標の評価」を記載するとともに、影響を踏まえた課題及び今後の方向性を「課題」及び「次期計画に向けた今後の方向性」に記載する。

## &lt;主な取組&gt;

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた取組は、「主な取組」名に「★」を補記する。
- ・「★」を補記した取組は、影響を補完・軽減する取組や工夫、当初の計画を代替する取組、影響を踏まえた課題及び今後の方向性を含めて「進捗評価の根拠等」に記載する。

## 3 評価の概要

## (1) 目標指標の進捗状況

章立て	目標値以上	A	B	C	基準値以下	—	計
第1章 「文・武・芸」三道の鼎立を目指す教育の実現	3	1	2	4	2	5	17
第2章 未来を切り拓く多様な人材を育む教育の実現	0	1	2	1	2	1	7
第3章 社会総がかりで取り組む教育の実現	4	0	1	0	3	5	13
計	7	2	5	5	7	11	37
	26.9%	7.8%	19.2%	19.2%	26.9%	—	

53.9%

46.1%

2020年度の進捗状況(合計)	5	3	10	4	11	5	38
	15.2%	9.1%	30.3%	12.1%	33.3%	—	

<目標指標（維持目標を除く）の進捗状況区分>

区分	基準
目標値以上	「実績値」が「目標値」以上のもの
A	「実績値」が「期待値」の推移の+30%超え～「目標値」未満のもの
B	「実績値」が「期待値」の推移の±30%の範囲内のもの
C	「実績値」が「期待値」の推移の-30%未満～「基準値」超えのもの
基準値以下	「実績値」が「基準値」以下のもの
—	統計値等発表前、当該年度に調査なし等

※「静岡県の新ビジョン」における成果指標の達成状況区分に倣っている。

<維持目標の進捗状況区分>

区分	判断基準
目標値以上	「実績値」が「目標値」以上のもの
B	「実績値」が「目標値」の85%以上100%未満のもの
C	「実績値」が「目標値」の85%未満のもの
基準値以下	「実績値」が「基準値」以下のもの
—	統計値等発表前、当該年度に調査なし等

<複数の数値目標を掲げている指標>

区分	評点	平均により 目標全体の 評価を決定 →	区分	平均点
目標値以上	5		目標値以上	5.0点
A	4	A	4.0点以上5.0点未満	
B	3	B	3.0点以上4.0点未満	
C	2	C	1.0点超え3.0点未満	
基準値以下	1	基準値以下	1.0点	

※それぞれの数値目標に対応する「現状値」の進捗状況の区分を点数化し、その平均点により目標指標全体の進捗を判断する。

<新型コロナウイルス感染症の影響を受けた指標>

章	指標名	進捗状況
第1章	県内文化施設（概ね300人以上の公立ホール）利用者数	基準値以下
	ふじのくに文化財オータムフェア参加者数	目標値以上
	特色化教育実施校比率（私立高等学校）	基準値以下
第2章	ふじのくにグローバル人材育成基金による海外派遣者数	B
	県内高等教育機関の公開講座・シンポジウム開催回数	基準値以下
	「大学等見学・体験」を実施した高等学校の割合	基準値以下
第3章	家庭教育に関する交流会実施園・学校数	基準値以下
	公民館・生涯学習施設等の講座・学級開催回数	基準値以下
	地域社会などでボランティア活動に参加したことがある児童生徒の割合	基準値以下
	消費者教育出前講座実施回数	目標値以上
	地域で行われる防災訓練の児童生徒参加率	—
	児童生徒の年間交通事故死傷者数	目標値以上

※評価書案P24以降の施策群別評価で新型コロナウイルス感染症の影響を受けた取組には「★」を記載

(2) 主な取組の進捗状況

章立て	◎	○	●	計
第1章 「文・武・芸」 三道の鼎立を目指す教育の実現	16	280 (25)	11	307 (25)
第2章 未来を切り拓く多様な人材を育む教育の実現	2	63 (14)	9 (1)	74 (15)
第3章 社会総がかりで取り組む教育の実現	10 (5)	188 (39)	20 (1)	218 (45)
計	28 (5)	531 (78)	40 (2)	599 (85)
	4.7%	88.6%	6.7%	
2020年度の進捗状況 (合計)	22 (3)	522 (77)	54 (5)	598 (85)
	3.7%	87.3%	9.0%	

※( )は再掲の取組で内数

<主な取組の進捗状況区分>

区分	評価の観点	
	時間的	数量的
◎	前倒しで実施	増加・拡大傾向
○	計画どおり実施	横ばい傾向
●	計画より遅れている	減少・縮小傾向

<新型コロナウイルス感染症の影響を受けた主な取組数と割合> (該当数/全体数)

章	◎★	○★	●★	計
第1章	5/16	68/280	10/11	83/307
	31.3%	24.3%	90.9%	27.0%
第2章	1/2	19/63	9/9	29/74
	50.0%	30.2%	100%	39.2%
第3章	2/10	44/188	18/20	64/218
	20.0%	23.4%	90.0%	29.4%
計	8/28	131/531	37/40	176/599
	28.6%	24.7%	92.5%	29.4%

※評価書案P24以降の施策群別評価で新型コロナウイルス感染症の影響を受けた取組には「★」を記載

4 今後のスケジュール

時期	内容
9月22日(水)	第1回県教育振興基本計画推進委員会
10月中旬	県教育振興基本計画推進本部幹事会
11月中旬	県教育振興基本計画推進本部
12月中旬	県議会 12月定例会本会議、常任委員会に提出
1月中旬	第3回総合教育会議で報告、県ホームページ公表



## 次期「ふじのくに「有徳の人」づくり大綱」及び「教育振興基本計画」の策定（案）

## 大綱及び計画の位置付け

県総合計画の基本理念：富国有徳の「美しい“ふじのくに”」づくり

## ふじのくに「有徳の人」づくり大綱

- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する「教育、学術及び文化に関する総合的な施策の大綱」
- ・本県教育の基本理念や重点取組方針を提示
- ・対象期間：令和4年度～令和7年度（4年間）

## 教育振興基本計画

- ・教育基本法に規定する「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」
- ・基本理念を具体化するための施策や目標指標等を取りまとめ
- ・計画期間：令和4年度～令和7年度（4年間）

## ふじのくに「有徳の人」づくり大綱

## 本県教育の基本理念：「有徳の人」の育成 ～誰一人取り残さない教育の実現～

- ・県政推進の基本理念は、「富士」の字義を体した「富国有徳の“ふじのくに”」づくり
- ・「富士」は、「富（豊富な物産）」を「士（有徳の人）」が支える形
- ・“ふじのくに”づくりの礎は「人」であり、豊かな富を創出する「有徳の人」を育成

## 「有徳の人」づくり宣言

- 誰一人取り残さない教育を実現し、気品をたたえ、調和した人格をもち、また、「富士」の字義にふさわしい物と心の豊かさをともに実現する「有徳の人」を育成するため、
- 一、「文・武・芸」三道の鼎立を実現します。
  - 一、生涯にわたって自己を高める学びの場を提供し、多様な人材を生む教育環境を実現します。
  - 一、地域ぐるみ、社会総がかりの教育を実現し、「才徳兼備」の人づくりを進めます。

## 「有徳の人」とは

- 自らの知性・感性・身体能力などの「才」を磨き、個人として自立した人
- 多様な生き方や価値観を認め、人との関わり合いを大切にし、人間性としての「徳」を高めるために精進する人
- 「才徳兼備」すなわち、「才」を磨き、「徳」を高め続ける姿勢を「兼備」し、社会の一員として、よりよい社会づくりに参画し、行動する人

## 教育振興基本計画

- 「有徳の人」の具体的な人物像である「才徳兼備」の人づくりに向けた施策を推進
- 本県教育を取り巻く現状と課題

- ・ Society5.0時代の到来⇒技術革新の進展、複雑・予測困難な社会への変化に柔軟に対応しより良い未来の創造に貢献する人材の育成
- ・ 人口減少の加速と人生100年時代の到来⇒子供数の減少、若年人口の流出や地域間格差を見据えた魅力ある教育環境の整備、高齢化や健康寿命延伸を踏まえた生涯教育の推進
- ・ 家族形態・地域コミュニティの変化⇒核家族・共働き世帯の増加等を前提とした家庭教育支援、地域とのつながりの強化、幼少期の生活体験や地域社会での学びの機会の充実
- ・ 多様性に対する意識の高まりや社会問題の多様化⇒LGBTや人権等を尊重した教育の推進、共生教育の推進、経済的格差や誹謗・中傷等の多様化する社会問題への対応
- ・ 国際的社会課題への関心の高まり⇒脱炭素等の持続可能な社会の実現に主体的に取り組む人材の育成
- ・ リスクの深刻化や自然災害の激甚化・頻発化⇒長期化する新型コロナウイルス感染症下での学びの保障、事件・事故や災害等から命を守る教育の充実や施設の安全性強化
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による学習環境の変化⇒ウィズコロナ・アフターコロナ時代における学びの機会と質の確保、オンラインと対面によるバランスのとれた教育の推進
- ・ 学校のガバナンス・コンプライアンスの確立や社会変化に対応した学校配置の必要性の増大⇒教職員の多忙化解消や資質・能力向上、子供数の減少等に応じた学校の魅力化

新たな時代に  
求められる教育施策

加速する社会変化に柔軟に対応でき、地球規模の諸課題も自らの課題として考え、人それぞれに異なる価値観や特性などの多様性を尊重しながら、コミュニケーション力を発揮し、協調して新たな価値を創造できる力を育む教育の推進

- 施策を進める上での共通の視点

S D G s の 推 進

I C Tや先端技術を活用した新たな学びの提供

学びの可視化と質の保障

地 域 社 会 と の 連 携

- 施策体系

## 第1章 「文・武・芸」三道の鼎立を目指す教育の実現

「知性」・「感性」を磨く学びの充実

「技芸を磨く実学」の奨励

学びを支える魅力ある学校づくりの推進

## 第2章 未来を切り拓く多様な人材を育む教育の実現

多様性を尊重する教育の実現

グローバル・グローバル人材の育成

高等教育の充実

生涯を通じた学びの機会の充実

## 第3章 社会総がかりで取り組む教育の実現

社会とともにある開かれた教育行政の推進

地域ぐるみの教育の推進

## 次期「ふじのくに「有徳の人」づくり大綱」の策定の考え方（案）

### 1 基本的考え方

○以下の考え方の下で、現大綱の見直しを行い、次期大綱を策定する。

- ・ 県政推進の基本理念である「富国有徳の「美しい「ふじのくに」づくり」の礎は「人」であり、「有徳の人」づくりは、引き続き求められる方向性
- ・ SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた教育の推進を前提
- ・ 「有徳の人」について、その具体的な人物像である「才徳兼備」を用いて整理

### 2 次期大綱の策定

区 分	次期大綱	現大綱	見直しの考え方
基本理念	「有徳の人」の育成 ～誰一人取り残さない教育の実現～	「有徳の人」の育成	・ 従前の基本理念を承継した上で、新ビジョンの基本理念を踏まえ、SDGs（持続可能な開発目標）の基本理念を強調
「有徳の人」の捉え方	○自らの知性・感性・身体能力などの「才」を磨き、個人として自立した人 ○多様な生き方や価値観を認め、人との関わり合いを大切にし、人間性としての「徳」を高めるために精進する人 ○「才徳兼備」すなわち、「才」を磨き、「徳」を高め続ける姿勢を「兼備」し、社会の一員として、よりよい社会づくりに参画し、行動する人	○自らの資質・能力を伸ばし、個人として自立した人 ○多様な生き方や価値観を認め、人との関わり合いを大切にす人 ○社会の一員として、よりよい社会づくりに参画し、行動する人	・ 地域自立のための「人づくり・学校づくり」実践委員会における意見を踏まえ、「有徳の人」について、その具体的な人物像である「才徳兼備」を用いて再定義
「有徳の人」づくり宣言	誰一人取り残さない教育を実現し、気品をたたえ、調和した人格をもち、また、「富士」の字義にふさわしい物と心の豊かさをともに実現する「有徳の人」を育成するため、 一、「文・武・芸」三道の鼎立を実現します。 一、生涯にわたって自己を高める学びの場を提供し、多様な人材を生む教育環境を実現します。 一、地域ぐるみ、社会総がかりの教育を実現し、「才徳兼備」の人づくりを進めます。	教育における地方創生を実現し、気品をたたえ、調和した人格をもち、また、「富士」の字義にふさわしい物と心の豊かさをともに実現する「有徳の人」を育成するため、 一、「文・武・芸」三道の鼎立を実現します。 一、生涯にわたって自己を高める学びの場を提供し、多様な人材を生む教育環境を実現します。 一、地域ぐるみ、社会総がかりの教育を実現します。	・ SDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」を教育において実現することを目指す中で、「有徳の人」を育成するための取組を進めていくことを明確化

※重点取組方針は、教育振興基本計画の「中柱」と一致

## 次期「教育振興基本計画」の策定の考え方（案）

### 1 基本的考え方

○以下の考え方の下で、現計画の見直しを行い、次期計画を策定する。

- ・ 本県教育を取り巻く現状と課題を踏まえ、全ての施策に関わる課題について共通の視点として明記するとともに、現行の重点取組(中柱)の位置付けや文言を見直す。
- ・ 「有徳の人」づくり宣言の文言に沿い、「多様性」、「生涯教育」を重視し第2章の中柱(重点取組)に位置付け、記載項目を充実させる。  
また、「地域ぐるみ、社会総がかりの教育」を明確化するため、第3章は家庭や地域等による学びの支え合いに係る施策に限定する。
- ・ 小柱は、それぞれの中柱に応じた内容を掲載する(位置付けや表記は更に調整を行う。)

### 2 次期計画の策定(施策)

区 分	次期計画	現計画	見直しの考え方
施策を進める上での共通の視点	○SDGsの推進 ○ICTや先端技術を活用した新たな学びの提供 ○学びの可視化と質の保障 ○地域社会との連携	—	・ 大綱の基本理念や本県教育を取り巻く現状と課題を踏まえ、施策全体に関わる課題について、共通の視点として明記する。
施策体系	第1章 「文・武・芸」三道の鼎立を目指す教育の実現 ・「知性」・「感性」を磨く学びの充実 ・「技芸を磨く実学」の奨励 ・学びを支える魅力ある学校づくりの推進	第1章 「文・武・芸」三道の鼎立を目指す教育の実現 ・「知性を高める」学習の充実 ・「技芸を磨く実学」の奨励 ・学びを支える魅力ある学校づくりの推進	・ 社会変化が加速する時代においては、物事を理解し判断する力だけでなく、社会の構成員として変化を感じ取る力、他者に共感する力も求められるため、「知性」・「感性」とし、情操教育を含めた柱とする。
	第2章 未来を切り拓く多様な人材を育む教育の実現 ・多様性を尊重する教育の実現 ・グローバル・ローカル人材の育成 ・高等教育の充実 ・生涯を通じた学びの機会の充実	第2章 未来を切り拓く多様な人材を育む教育の実現 ・グローバル人材の育成 ・イノベーションを牽引する人材の育成 ・高等教育機関の機能強化	・「有徳の人」づくり宣言の2項目目に合わせた内容とするため、「多様性(外国人、特別支援教育、いじめ・不登校、ジェンダー等を含む人権教育など)」、「生涯教育」を中柱に位置付ける。 ・人材育成に係る内容を1つの中柱に統合する。
	第3章 社会総がかりで取り組む教育の実現 ・社会とともにある開かれた教育行政の推進 ・地域ぐるみの教育の推進	第3章 社会総がかりで取り組む教育の実現 ・新しい時代を展望した教育行政の推進 ・地域ぐるみの教育の推進 ・誰もが夢と希望を持ち社会の担い手となる教育の推進 ・「命を守る教育」の推進	・「地域ぐるみ、社会総がかりの教育」の内容を明確にするため、家庭や地域等による学びの支え合いに係る施策に限定し、他の施策は、第1章又は第2章に位置付ける。 ・教育行政は、社会全体の意見を反映しつつ推進していく必要があるとの観点で、「社会とともにある開かれた」とする。